

年金課税の概要（本人拠出分） [イメージ図]

<①日米比較>

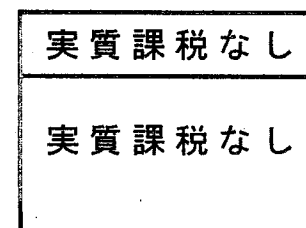
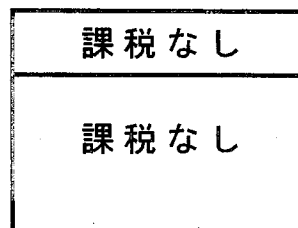
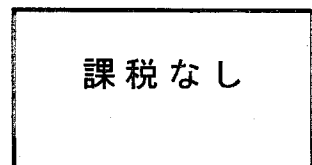
[日本]

○公的年金等

拠出時

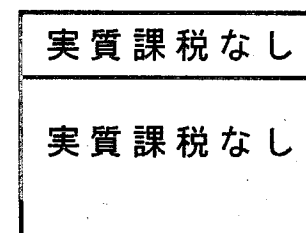
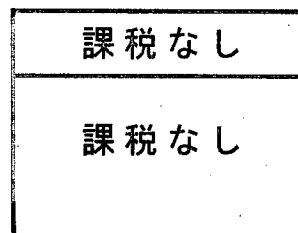
運用時

給付時

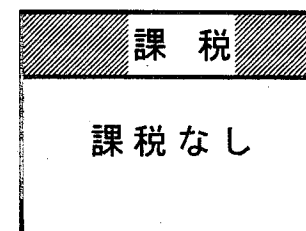
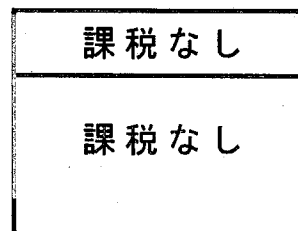
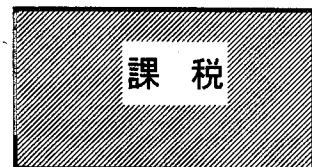


[米国]

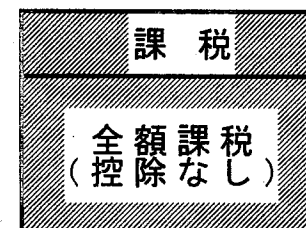
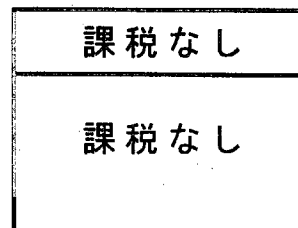
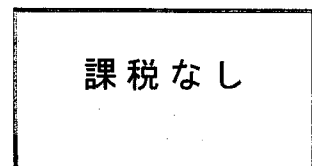
○公的年金



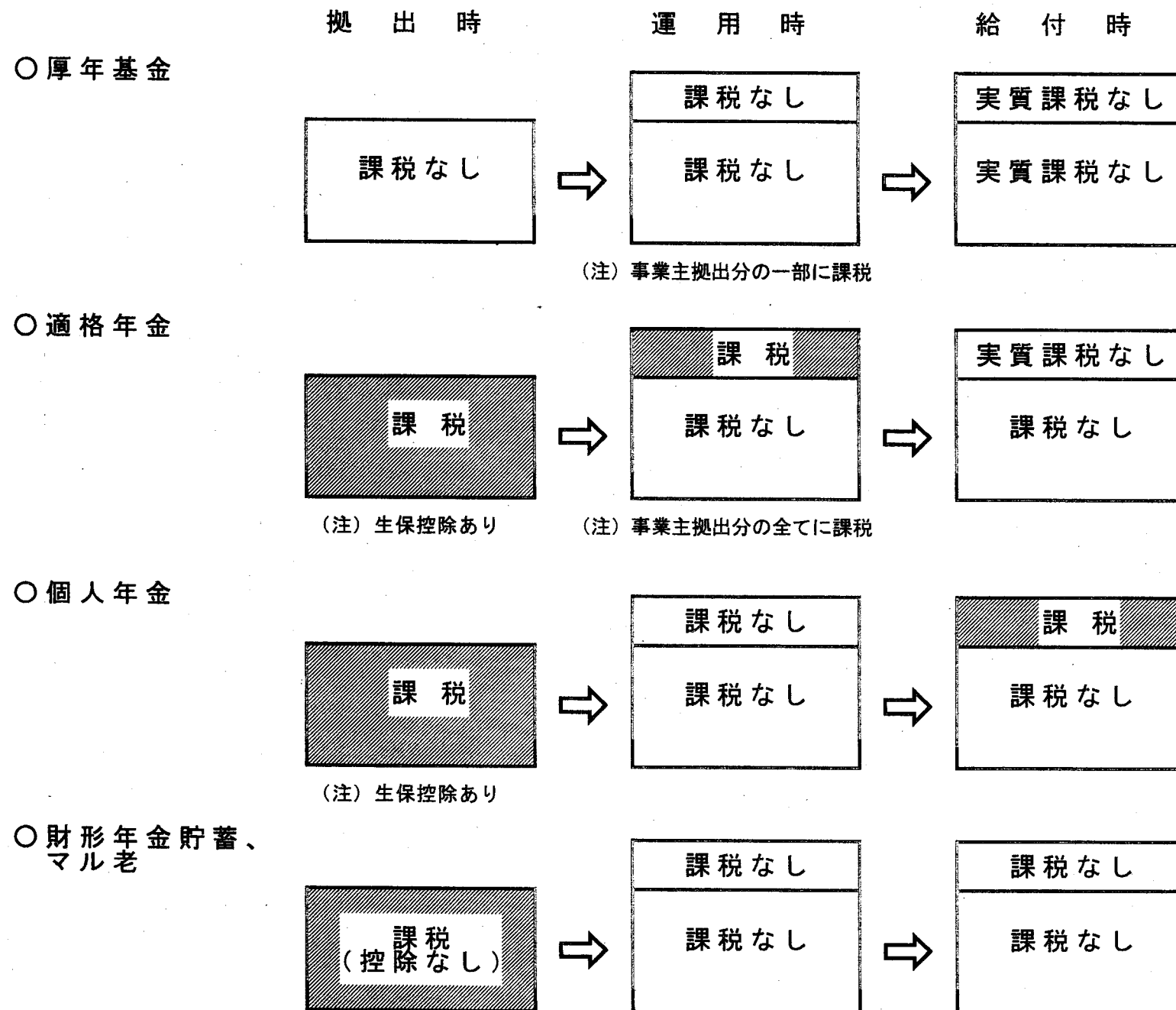
○一般の企業年金



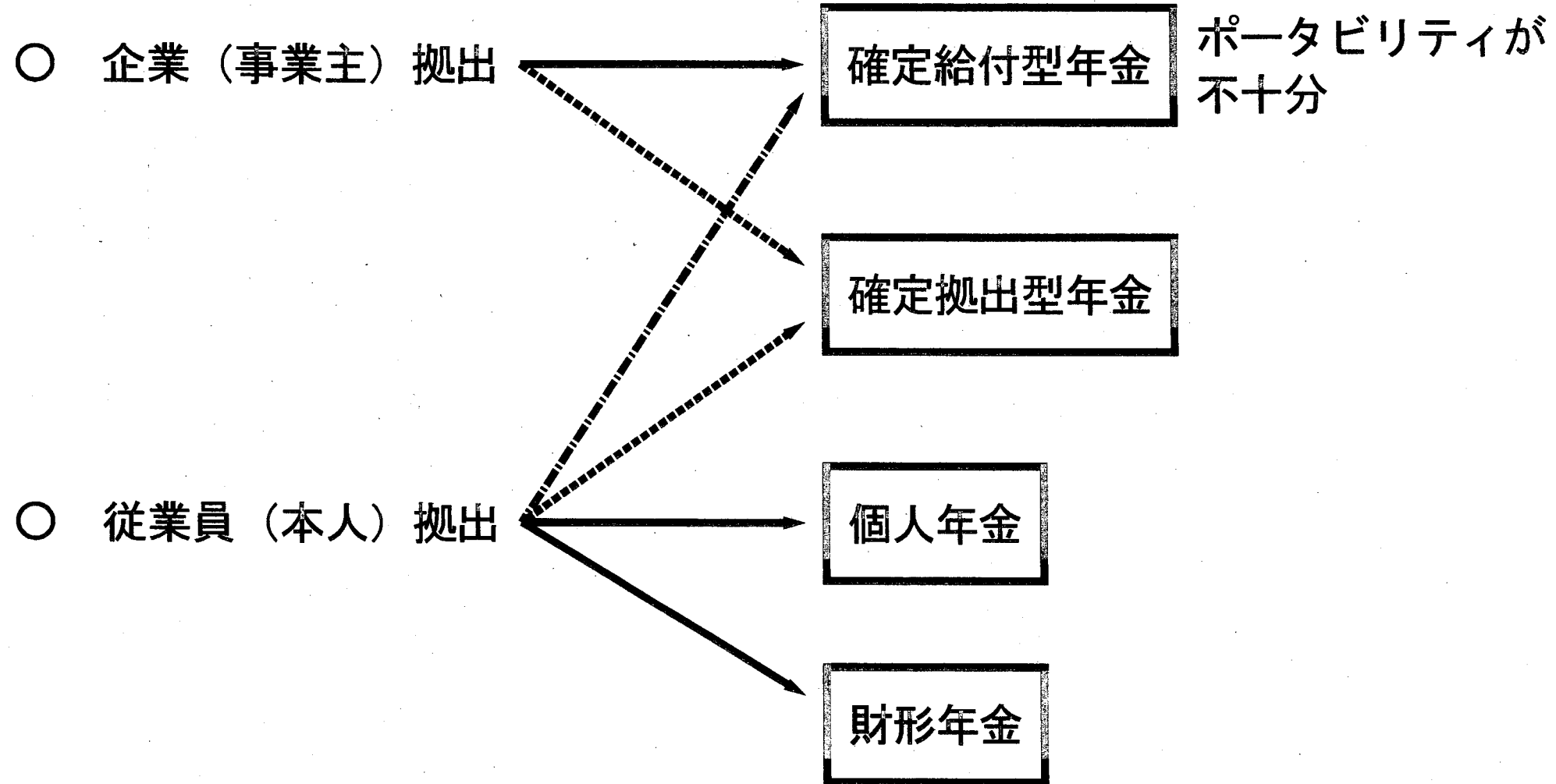
○401k



< ② 企業年金と個人年金等 >



企業（事業主）拠出と従業員（本人）拠出



確定拠出型年金制度に係る課税について

年金制度としての位置付け

- ・「確定拠出（不確定給付）」と現行の「（不確定拠出）確定給付」との関係
 - ⇒ 給付の変動リスクを国民がどう受け止めるか？
 - ⇒ 全く新たな私的年金制度として導入するのか、現行制度に選択肢を加えるのか？
- ・各種の年金制度との関係
 - ⇒ 既存の年金制度の整理が先決ではないか？

年金課税の見直しの必要性

- ・拠出・運用・給付の各段階を通じて実質非課税
 - ⇒ 少子・高齢化社会の税制のあり方として見直しが必要

（参考）

- ・日本：拠出時 — 社会保険料控除など
給付時 — 公的年金等控除など } 入口から出口を通じて実質的に非課税
- ・米国：拠出時 — 一般の場合：控除なし 401k：1万ドルまで非課税扱い
給付時 — 一般の場合：拠出分を除き課税 401k：全額課税（諸控除なし）

経済政策、貯蓄税制としての妥当性

- ・個人消費拡大策（景気回復、対外収支改善）との整合性
- ・貯蓄課税の適正化との整合性
 - ⇒ 新たな貯蓄優遇にならないか？
 - ⇒ “年金”とはいえ、従業員（本人）拠出については貯蓄性が極めて高いのではないか？

○ 平成11年度の税制改正に関する答申（抄）
（政府税制調査会）（平成10年12月16日）

三 今後の検討課題・抜本的見直し

5 年金課税

- (1) 平成11年の年金財政再計算に向けて、年金制度改革についての検討が行われています。年金課税や高齢者に対する課税についても、今後益々進展する少子・高齢化に税制として適切に対応するため、公平、とりわけ世代間の公平の観点、中立・簡素の観点から検討を行う必要があります。
- (2) 公的年金に係る課税については、拠出段階では社会保険料控除により全額課税ベースから除外されるとともに、給付段階では公的年金等控除や老年者控除により勤労世帯よりも税負担が軽減されています。このような課税の現状を踏まえ、課税問題ワーキング・グループの中間とりまとめにおいては、拠出（入口）、運用、給付（出口）の各段階の課税のあり方を含めた総合的な観点から検討する必要があるのではないか、公的年金等控除の性格についてどう考えるかなど幅広い論点が提示されています。

この問題は、引き続き当調査会において、課税問題ワーキング・グループにおける専門的な検討を踏まえつつ、個人所得課税の課税ベースや課税方式などの問題とあわせ、総合的に検討していく必要があります。

- (3) 企業年金及び個人年金については、課税問題ワーキング・グループの中間とりまとめにおいて、「公的年金の上乗せとなる自助努力のための制度としての性格を踏まえ、年金制度全体の中での位置づけや他の金融商品とのバランスとの関係で、その課税のあり方をどう考えるか」という問題提起がなされており、これを踏まえ、引き続き幅広い観点から検討することが必要です。

また、より自助努力を重視する公的年金制度改革の流れや、現行の確定給付型の企業年金の運用成績の悪化、雇用の流動性の高まりなどを背景に、確定拠出型年金制度の取扱いに関する議論がなされています。この問題については、退職金を原資とする企業年金は本来その給付額が労働協約により確定しており、これを確定拠出型に振り替えることには反対である、支払保証制度の整備が先決問題である等、確定拠出型年金制度の導入の是非自体について議論があります。仮に今後、確定拠出型年金制度が導入される場合の課税のあり方については、年金制度改革の状況も踏まえつつ、年金制度全体の中での適切な位置づけを検討した上で、退職金課税や給与課税とのバランス、他の金融商品に対する課税とのバランス、貯蓄課税の適正化との整合性など幅広い観点から、拠出・運用・給付の各段階における適正・公平な課税の方式について検討を進めていく必要があります。

なお、退職年金等積立金に係る特別法人税は、事業主の負担する掛金等について従業員の所得課税を年金受給時において行うこととし、その間に繰り延べられた遅延利息相当分について所得課税との公平を確保する観点から課税するものですが、この取扱いについては、現在の低金利の状況、企業年金の財政状況、退職年金等に係る新しい会計基準の設定等も踏まえ早急に検討すべきとの意見がありました。